

Vol.58 「商標 Q & A」

パッケージデザインにとって深い関係のある商標と商標法について、解っているようで、実は断片的で曖昧な知識を整理したいと、委員会からの質問を入り口にして、まず、基本的なレベルでのポイントをまとめていただきました。商標法の役割を前段に、商標Q&Aとして登録時・使用時の知っておくべきこと等が、その後続きます。

いずれかの項目に関して、「もっと深く説明が欲しい」「この点が疑問」などを委員会にお寄せいただければ、これからのページに反映させてお答えしていきます。末尾記載のJPDA事務局メールアドレスにてくデザイン保護委員会へ宛にお送りください。

今回の筆者である長坂弁理士には、《ビジネス的な成功とデザイン保護》として、白瀧酒造が販売する「上善如水（じょうぜんみずのごとし）」というお酒を取り上げて、vol.53でコラムをお書きいただいています。遡って、こちらもお読みいただければ幸いです。

http://www.jpda.or.jp/rights_protection/vol-53/

（2014年6月27日 編集・文責：デザイン保護委員会 委員長 丸山和子）

◆このページに限らずVol.1～これまでに掲載した内容は著作権・他で保護されています。無断転用・引用はお断りいたします。

● 情報発信

「商標法の概要・商標Q & A」ーデザイン保護委員会の質問に答えてー 特許業務法人むつきパートナーズ 弁理士 長坂 剛人

商標法の役割

他人の商品やサービスと区別するための目印を保護する権利を定めるのが、商標法です。

- ・目印として一般的すぎないか
- ・他人の目印とまぎらわしくないか

といった観点から保護するに値するものが考慮され、＜今までにない新しさを保護するのではない＞という点で、特許法や意匠法と大きく異なります。

◆目印としては、文字、図形、立体物が典型例です。

その他、「音」や「動き」も目印になるとして法改正の予定です。具体的には、映画のオープニングに見られる、ライオンの吠える声からなる「音」、20世紀FOX社のロゴがライトアップされる様子の「動き」といったものが想定されています。

◆このような目印は、登録しなければ使用できないということはありません。

よく目印の近くに「TM」と表示されているものがありますが、登録の意味合いはなく、単に「trademark」であることをアピールする表示なのです。

ただし、「TM」と表示しても誰もが使えますので、せっかく先に使用し始めても、他人の方が先に有名になってしまい、逆にその他人のまねをしたと勘違いされることがあります。だからこそ、登録によって商標権を発生させ、他人の使用を排除できるようにしておくわけです。

商標Q&A

Q1.登録できる商標は？

A1.文字、図形、立体物等、他人の商品やサービスと区別するための目印になるものは、商標登録できる可能性があります。

もっとも、文字でも、キャッチフレーズは目印にならないとされていますので、明らかなキャッチフレーズは商標登録できないことになっています。

また、立体物も、無地の容器は、目印にならないとされる傾向が高いです。ただし、無地の容器だけで目印として認識されることを証明したことで、特別に商標登録されたコカコーラの瓶やヤクルトの容器の例もあります。

Q2.「標準文字」とは？

A2.「標準文字」とは、ロゴ化し、あるいは特殊なフォントを使用する等の必要がなく、文字の形態について特にこだわらない場合に、その意図を明示するために出願の際に指定するものです。一般論としては、特殊なフォント等を使用するよりも標準文字を使用したほうがより広い商標権を得られます。

Q3.商標権の効力は？

A3.商標権のうち、他人の使用を排除できる権利については、類似商標まで効力が及ぶのに対し、独占して使用できる権利については同一商標までです。

登録商標が明朝体の文字の場合、同一商標は明朝体の文字ですが、ゴシック体で記載する文章中でも明朝体の文字しか使用できないというのは現実的でなく、類似商標の他人の使用は排除できるわけですので、この例ではゴシック体の文字を登録商標として使用しても問題はないでしょう。

Q4.商標登録されたことの表示方法は？

A4.商標法上は商標登録である旨の表示とあり、具体的には「登録商標」の文字及びその登録番号とされています。

よって、「登録商標 第〇〇〇〇〇〇〇号」というのが本来の表示方法と思いますが、例えば横書きの文字商標の右上に「®」マークをつけて商標登録であることを表示する方法が慣習的に行われています。

Q5.「®」マークや「TM」マークの意味は？

A5.「®」マークは登録済を意味する「Registered」の略です。「®」マークは、米国法に基づくもので、日本法には特に定めがありませんので、日本では商標登録されたことの表示として慣習的に用いられているといえるでしょう。

また、「TM」マークは商標を意味する「trademark」の略です。「TM」マークは、日本法にも米国法にも特に定めがありませんので、主観的に商標だと思ったものに用いられているといえるでしょう。

Q6.商標権の存続期間が10年なのは？

A6.商標権の保護対象は、商標に蓄積された業務上の信用であり、その信用を保護する上でも存続期間を限定する必要はないのですが、業務の廃止等で権利の存続を希望しなくなったり、商標が反公益的な性格を帯びたり、不使用の商標が大量に存続し続けたりすることで不当な結果を招くのを防止するため、存続期間を10年に限定した上で、何度でも登録を更新できるようにしています。

Q7.不使用の場合に、商標権が取り消されることは？

A7.登録商標を3年間日本国内において指定商品（指定役務）に使用していない場合、他人から不使用取消審判を請求され、商標登録が取り消されることがあります。

なお、指定商品（指定役務）「被服、履物」中「履物」が不使用の場合、「履物」だけを選んで審判を請求する必要があります。この例で「被服、履物」に審判を請求した場合、「被服」について請求書等の客観的な証拠で使用を証明されると、「被服、履物」ともに取り消しを免れますので要注意です。

Q8.不正使用により商標権が取り消されることは？

A8.商標権者が故意に登録商標を指定商品に類似する商品に使用し、商品の品質の誤認又は他人の業務に係る商品と混同を生じさせたような場合、他人から不正使用取消審判を請求され、商標登録が取り消されることがあります。

なお、登録前の審査段階で、商品の品質の誤認を生じさせたり、他人の業務に係る商品と混同を生じさせたりしているような商標は登録されないことになっています。

Q9.先使用权が認められるには？

A9.いわゆる先使用权の有無は裁判所が判断しますので、ケースバイケースですが、少なくとも、他人の商標登録出願前から使用していること、その出願の際に知名度を有していること、の2つが条件になります。かつては知名度を誇ったものでも、他人の商標登録出願の際に知名度がなければ先使用权は認められないことになりました。

また、知名度について日本全国的なものである必要はないとされていますが、インターネットで流通しやすい商品等、商品（役務）の性質によって日本全国的な知名度が求められる可能性はあります。

Q10.商標登録されていなくても保護されることは？

A10.「不正競争防止法」に基づく保護があります。ただし、「不正競争防止法」に登録制度はなく、「不正競争防止法」に基づく保護を受けるには、他人の商品等表示として知名度があること、その他人の商品又は営業と混同を生じさせること、の2つを裁判所で証明する必要があります。

また、商標登録出願後、商標登録を受けるまでの間については、警告後に生じた業務上の損失に相当する金銭の支払いを商標登録後に請求できる「金銭的請求権」が認められています。

ー以上ー

● 活動報告

2013年度 第6回D-8デザイン保護研究会

2014年6月19日(木) 18:30～21:00
JIDA事務局（六本木・AXISビル4F）にて開催された。

会議参加者は、各協会のデザイン保護関連の担当者で構成され、JPDAからはデザイン保護委員会より、丸山委員長・時田委員・徳岡委員の3名が出席した。

参加者数：DSA3名/JAGDA・1名/JCDA 1名/JID 2名/JIDA 1名/JJDA 2名/JPDA 3名/SDA 1名

議長：（SDA）

議題：下記1.及び2.

1.「契約・報酬ガイドライン」について

前回に引き続き、デザイン契約について研究会としての考察。今回は以下の項目につき、各教会の事情を反映した資料の提出と検討がなされた。

- (1) デザイン契約マニュアル（契約の種類と方法）
- (2) デザイン報酬に関する実態調査と報酬ガイド

-会議を終えて-

今回の検討会議の後で、「改めて、各協会の現場事情の違いを受け止め、その中で、それぞれを取り巻く業界のクライアント及びデザイナーのデザイン料に対する認識の構造を整理し、発注から成果物までのプロセスに於いて、デザイン料として対価を受けることのできる作業部分の抽出が可能であれば、それを進めることも、実態調査をすることの一つの意義に繋がる」と、感じた。

2.「D-8創作証」について

本稼動2期目に入った「D-8創作証」につき、各教会の取り組みの現状報告と、これからの研究会としての方針の話し合いが持たれた。

申請者に限り、次年度への自動更新が2協会から報告されたことを受けて、8協会全体もこの方式をとることを検討する旨を決定した。新しいフライヤーの検討や、具体的なプロモーションの実施方法の検討を次回から開始することを確認した。

JPDAからは、JPDA展覧会委員会による、会員及び一般参加の「もしもの時のデザイン-災害時に役立つものや心のデザイン」展/5.19(月)～5.31(土)大阪展の展示会場に於いて、「D-8創作証」制度に賛同する出展者の作品キャプションに「D-8創作証」が貼付されたこと、及び8.18(月)～8.30(土)東京展でも同様の展示がなされることを報告した。

予定時間を30分延長して閉会となった。

次回開催予定 8月21日(木) 18:30～20:30 於：JAGDA事務局会議（東京ミッドタウン）